

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の税率適用に係る NACCSへの原産地証明書識別コード等の入力方法

令和7年5月更新

1. 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（以下、RCEP協定）発効に伴う原産地証明書識別コードの追加について

- ・RCEP協定税率を適用するため、原産地証明書識別の先頭2桁：原産地（申告）種別に新たなコードを追加する。
- ・RCEP協定で使用する原産地証明書識別の組合せは、下表の組合せとなる。

原産地証明書識別の体系

原産地証明書識別（4桁） = 原産地（申告）種別（2桁） + 原産地証明者等区分（1桁） + 貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別		原産地証明者等区分		貨物の種類	
R C	RCEP協定（中国）	T A P Q E F I O	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）	E P A E P A	4 E P Aに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【C O等を提出】
R K	RCEP協定（韓国）		認定輸出者による自己証明（原産地申告）		5 少額扱い貨物【C O等提出なし】
R A	RCEP協定（オーストラリア）		製造者による原産品申告書		7 E P Aに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物
R N	RCEP協定（ニュージーランド）		製造者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）		
R 1	RCEP協定（シンガポール）		輸出者による原産品申告書		
R 2	RCEP協定（ブルネイ）		輸出者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）		
R 3	RCEP協定（カンボジア）		輸入者による原産品申告書		
R 4	RCEP協定（ラオス）		原産地証明書等の提出が不要な場合		
R 5	RCEP協定（タイ）				
R 6	RCEP協定（ベトナム）				
R 7	RCEP協定（マレーシア）				
R 8	RCEP協定（インドネシア）				
R 9	RCEP協定（フィリピン）				

※区分「Q」及び「F」は、2025年6月9日から利用可能

RCEP協定の概要

RCEP協定は、ASEAN10か国、日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの15か国が参加する経済連携協定であり、2022年1月1日に日本、中国、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ及びベトナムの10か国間で発効。

また、2022年2月1日に韓国、2022年3月18日にマレーシア、2023年1月2日にインドネシア、2023年6月2日にフィリピンについてそれぞれ発効。

※同協定の地理的適用範囲には、CC（その他のオーストラリア領）、CX（クリスマス島（その他のオーストラリア領））、NF（その他のオーストラリア領）、TK（トケラウ諸島（ニュージーランド））が含まれる。なお、CN（中華人民共和国）には、香港及びマカオは含まれない。

2. 申告時の登録方法について

◎ RCEP協定税率を適用する場合

RCEP協定税率を適用する場合は、「原産地*」及び「原産地証明書識別」欄に以下のとおり入力する。

原産地* : 貿易統計上の原産地コード

原産地証明書識別 : 原産地（申告）種別 + 原産地証明者等区分 + 貨物の種類

※前記1.を参照のこと。

【入力例】 貿易統計上の原産地は韓国で、RCEP協定税率（韓国：RK）を適用し、輸入者による原産品申告書を提出する場合

＜事項登録結果＞※入力例中の品番、税率、原産地証明書識別等は仮のものである。

IDA 輸入申告入力控

<01 欄> 統合先欄		<input type="checkbox"/>	品目番号	6110.30-099	<input type="checkbox"/> 1	価格再確認	<input type="checkbox"/>
品名	JERSEYS & PULLOVERS OF MAN-MADE FIBRES			数量 (1)	500	KG	
税表番号	6110.30			数量 (2)			
申告価格 (C I F)	¥1,000,000			課税標準数量			
関税率	M	10.2%		原産地*	KR	-	KOREA - RKI4
関税額		¥102,000					

RCEP協定税率が適用される。

「原産地*」欄に貿易統計の原産地コード、原産地証明書識別に「RK○○」を入力する。

※貿易統計上の原産地である「原産地*」欄にはRCEP締約国以外の国を含めすべての国コードの入力が可能。

※貿易統計上の原産地とRCEP原産国が異なる場合には、「原産地証明書識別」欄（4行）の「原産地（申告）種別」欄（2行）にRCEP原産国に対応する原産地（申告）種別コードを入力する。

例) 貿易統計上の原産地がベトナムでRCEP原産国が中国の場合、「原産地*」欄に「VN」、原産地証明書識別に「RC○○」を入力する。

※RCEP協定第2.6条6に基づき最高税率を選択する場合、最高税率が設定されている国に対応する原産地（申告）種別コードを入力の上、NACCS上の輸入申告の記事欄にその旨を記載する。